伊予市一時預かり事業一般型業務プロポーザルに係るヒアリング傍聴要領

令和４年１月17日

１　傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10人とします。

２　傍聴の申込方法

⑴　ヒアリングの傍聴を希望する方は、ヒアリングの開催日２日前（閉庁日を除く。）の午後５時までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（ヒアリングの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等）を記入の上、直接、又は郵送、ＦＡＸ、Ｅメールで事務局（子育て支援課）へ提出してください。

⑵　傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。

⑶　傍聴の可否については、ヒアリングの開催日の前日までに事務局から連絡します。

３　ヒアリング会場での受付及び手続

⑴　ヒアリング会場への入室は、ヒアリング開始時間10分前から許可します。

⑵　ヒアリング会場への入室に当たっては、ヒアリング会場前の受付で氏名及び住所等を記入していただきます。

⑶　プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否します。

４　傍聴できない者

⑴　市民（伊予市自治基本条例第３条に定める）でない者

⑵　人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者

⑶　酒気を帯びていると認められる者

⑷　前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると伊予市一時預かり事業一般型業務プロポーザル審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者

５　傍聴における遵守事項

⑴　ヒアリング会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。

⑵　ヒアリング会場において、発言しないこと。

⑶　ヒアリング会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

⑷　他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

⑸　ヒアリング会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。

⑹　前各号に掲げるもののほか、ヒアリング会場の秩序を乱し、又はヒアリングの運営に支障となる行為をしないこと。

６　ヒアリングの秩序維持

⑴　傍聴人は、ヒアリングを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従ってください。

⑵　傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させます。

別　紙

傍　聴　申　込　書

|  |  |
| --- | --- |
| ヒアリングの名称 | 伊予市一時預かり事業一般型業務プロポーザルに係るヒアリング |
| 　　 |  |
| 住　　所 | 伊予市※住所が市外の場合はいずれかを選択してください。□　市内通勤　　□　市内通学 |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 備　　考 |  |